V　アメニティ実践の支援情報

■ アメニティ実践の支援情報

本プランに示されている県全域の基本目標およびゾーン別の基本目標を実現するためには、国、県の既存の各種制度や事業等を有効に活用するとともに、企業や住民の参加、協力等の民間活力を効果的に活用して、施策を推進していくことが必要です。

アメニティづくりに関する制度･事業は多岐にわたっていますが、本プランに示した施策・活動の推進にあたって、利用可能な制度・事業をゾーン別（山のゾーン、水のゾーン、歴史のゾーン、まち、むらのゾーン）にとりまとめます。また、関連するゾーンを併記するとともに、実施主体、概要、補助対象、補助率、県所管課、最近の県内事例等の整理も行います。

今後、これらの事業手法等を十分に活用し、効果的なアメニティづくりを推進していくことが必要です。

山のゾーン …… P.150

水のゾーン …… P.152

歴史のゾーン …… P.156

まち、むらのゾーン …… P.158

山のゾーン

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
水	自然公園施設整備事業	(県単県営) 県 (県単補助) 市町村 (公共) 県	国立・国定・県立自然公園の利用増進を図るため公園施設を整備することを目的とする。
水	中規模観光レクリエーション地区整備事業	県	県民が家族ぐるみで自然に親しむ観光レクリエーション活動の場を確保し、あわせて地域の進行を図ることを目的とする。
水	自然保護センター整備事業	県	県民がふるさと福井の自然を正しく認識し、これを守り育てる心を養うための拠点を作ることを目的とする。
水	福井県自然保護基金事業	県	人間が健康で文化的な生活を営むうえで不可欠な自然環境を良好な状態で次代に引き継ぐため、県民の参加を得て創設した基金をもとに、自然保護思想の普及・啓蒙等自然環境の保全のためのきめ細かな施策を推進する。
	保健保安林施設整備事業	県	保健保安林の安全かつ快適な利用を図り、保健保安林の総合的機能の発揮を確保する。
	生活環境保全林整備事業	県	治山効果(国土の保全)と保健効果(気象条件の緩和、大気の浄化等)を兼ね備えた保全林を整備する。
	多目的保安林総合整備事業	県	市街地等の周辺に存する保安林を総合整備し、保安林機能の維持向上を図り、国土の保全と森林レクリエーション等の場を確保する。
	体験の森整備事業	県	幼児から高齢者までの県民各層が散策し、生物に触れて体験学習する森林を整備し、森林、林業に対する理解を深める。 (元～4年度)
水	砂防学習ゾーン・モデル事業	県	おおむね100年をこえた歴史的価値を有する砂防設備を積極的に保存するとともにその流域を保全し、地域の人々に砂防事業に関しての啓蒙を図る。
水	水と緑の砂防モデル事業	県	自然環境のすぐれた地域で修景要素を必要とする地区において、景観にマッチした砂防計画を作成し緑と水の調和のとれた砂防事業を実施する。
水	緑の砂防ゾーン創出事業	県	樹林が土砂の流出、抑制、拡散、堆積などの効果があるのに着目してこの樹林を砂防設備(砂防林)として計画し、地域保全を図るとともに緑豊かな環境(砂防ゾーン)を創出する。

関連事業一覧

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
自然公園指定地域所在市町村 [地] 国立・国定・県立自然公園内	—	自然保護課	63年度 大野市、勝山市、三国町、三方町 元年度 三国町
	県 1/2または2/3		63年度 福井市、小浜市、大野市、三国町、越前町、高浜町 元年度 同上
	国 1/2		61年度 勝山市、三方町 62年度 三方町、高浜町 63年度 三国町 元年度 大野市、三国町
スキー場、キャンプ場、ピクニック緑地、サイクリング道路、遊歩道、管理棟、水処理施設、廃棄物処理施設	国 1/3	自然保護課	名田庄村
自然保護センター建設	—	自然保護課	大野市に建設 (昭和62年度～平成2年度)
自然環境の保全 土地の公共化、自然環境保全施設の整備 自然環境の利用促進 自然公園等における環境美化および利用促進対策 自然保護思想の普及・啓発 自然保護活動の実践、調査研究の推進	—	自然保護課	
案内板、指導標、簡易便所、屑かご、焼却炉、山火事予防立看板、自然探索路、給水施設等 [地] 森林法第25条第10号の保険保安林指定地	国 1/2	森林保全課	62年度 美浜町 63年度 小浜市 元年度 勝山市
保健機能と国土保全機能を高度に、しかも総合的に発揮する森林(自然林)を造成または改良する事業およびこれに付帯する作業道、防火用の貯水池等を設備する事業 [地] 森林法第25条第10号の保健保安林(1～7号保安林と兼種)指定地	国 1/2	森林保全課	62年度 小浜市、金津町、河野村、名田庄村、大飯町 63年度 小浜市、河野村、名田庄村 元年度 小浜市、河野村、名田庄村
森林造成、林相改良、簡易な治山施設、付帯施設の整備 [地] 森林法第25条第1号～7号保安林またはこれらのいずれかと兼種の10号保安林	国 1/2	森林保全課	元年度 越前町、美浜町
都道府県が管理する体験の森の整備 遊歩道、広場、展示施設等の整備	国 4/10～1/2 県 1/2～6/10	林政課	
・既砂防設備の補強 ・親水護岸等関連環境および展望台、あずまや、トイレ等基盤設備 ・工事用道路をかねた案内路等の設置 ・土砂流出防止機能をもつ植樹、ベンチの設置等 ・広報のための資料、本の作成、表示のための設備等 ・実施に必要な計画書の策定等	国 1/3	砂防課	
公園区域内または周辺の渓流における、景観に配慮した砂防設備の設置	国 5.25/10	砂防課	
砂防林の造成、育成等	国 5.25/10	砂防課	

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
水	流域保全砂防事業	県	濁水の流下や中小洪水による局所的な河床の著しい低下の対策を図るとともに、生態系の生息の場としての整備により渓流本来の機能を保全する。

水のゾーン

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
まち むら	河川環境整備事業 (河道整備事業)	国 県	河道整備を必要とする区域について、低水路法線の是正、低水護岸の整備、高水敷の整正により、洪水疎通を良くし、高水敷を公園・運動場等に活用できるよう基盤整備を図る。
まち むら	河川環境整備事業 (河川浄化事業)	国 県	汚泥浚渫、浄化用水の導入等により水質浄化を行い、清浄な流水の確保を図る。
まち むら	ふるさとの川モデル事業	河川管理者および市町村	水辺は、貴重な水と緑の空間として地域社会に潤いを与えるとともに、まちの景観形成や余暇の有効利用等において重要な役割を果たしており、まちづくりと一体的に水辺空間の整備を図るため、市町村のシンボル的な河川において、周辺の景観や地域整備と一体となった河川改修を行い、良好な水辺空間の形成を図る。
まち むら	桜づつみモデル事業	国 県	堤防の強化を図ることにより堤防上に桜の高木を植樹することを認め、河川およびその周辺の緑化を推進する。
まち むら	多目的遊水池事業	国 県	都市周辺において治水計画上必要な遊水池の整備にあわせて、都市機能上必要な住宅、公園、学校等の都市施設を設備することにより、土地の有効利用を図り秩序ある都市形成に資する。
まち むら	都市河川治水緑地事業	県	流域の都市化の著しい河川の治水対策として緑地としての機能を兼ね備えた治水計画上必要な遊水池の用地取得を行う。
	水利用高度化事業	国 県	河川浄化施設により下水処理水を高度処理して河川に還流し、流水の正常な機能を維持しつつ、河川水およびタムからの放流水と一体となって、新たな水資源開発を行う。
まち	砂防環境整備事業	県	都市の緑と水辺の空間を確保し、市民にやすらぎを提供して生活環境の改善に資するため、砂防設備の整備がある程度進んだ都市渓流について、砂防設備周辺の整備を図る。
まち むら	ふれあいの川美化事業	県	都市部、人家連担部、主要橋梁付近等の人目につきやすい河川を対象に河川の美化を行う。
まち むら	水辺空間整備事業	県	「うるおいのある川づくり」を目指し、公共で対応できない箇所で、市町村の整備計画熟度の高いモデル河川(九頭竜川、日野川、足羽川、南川)について水辺空間の整備を行う。
まち むら	河川等美化愛護活動補助金	河川愛護団体 (ボランティア)	河川の美化、愛護思想の普及をさらに充実させ、地域住民の美化、愛護活動を喚起させるための実践活動を行う愛護団体(ボランティア)等に対して市町村を通じて補助をする。
まち むら	川の一里塚設置事業	県	地域住民にわかりやすい案内板、標識等を設置することにより、地域に密着した河川として位置づけ、河川愛護思想の普及を図る。
まち むら	ラブリバー制度	県 市町村 河川愛護団体等 (ボランティア)	ボランティア活動として河川の草刈り等を行う住民に対して、河川敷を住民の植栽や花壇としての利用に開放し、もって住民の河川への親しみを醸成し、住民とともに河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図る。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
生態系を保護するための魚道等の設置	国 5.25/10	砂防課	

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
低水護岸、高水護岸、高水敷整正	直轄(負担率) 国 1/2 補助 国 1/3	河川課	足羽川(福井市) 九頭竜川(勝山市) 真名川(大野市) 日野川(武生市、南条町)
左記の方法による浄化事業	直轄(負担率) 国 1/2 補助 国 1/3	河川課	
「モデル河川」の指定後、「ふるさとの川モデル事業整備計画」を策定、認定を得て、概ね5年で完成を目指す モデル事業に要する経費	国 4/10~5.25/10	河川課	一乗谷川(福井市) 足羽川(福井市)
一定の採択要件を満たす堤防上の桜の高木の植樹計画について、モデル事業として採択し、河川堤防の強化、側帯整備の必要性に応じて河川事業費で費用の一部を負担する。		河川課	
遊水池整備に要する費用	一級河川 用地 国 1/2 工事 国 2/3 二級河川 用地 国 4/10 工事 国 1/2	河川課	
用地取得に要する費用	一級河川 国 1/2 二級河川 国 4/10	河川課	
ダム、浄化還流施設	国直轄	河川課	
低水路の整備、高水敷の整正、階段、管理道、防護柵の設備、砂防上必要な部分の緑化、官民境界としての植樹	国 1/3	砂防課	
堤防の草刈り、立木伐採		河川課	63年度 嶺北 九頭竜川他27河川 98.4km 嶺南 南川他11河川 26.6km 元年度 同上
芝張り、散策路、高水敷幅20m未満の河川の低水護岸・高水敷整正等		河川課	元年度 足羽川(福井市 板垣橋~足羽橋間) 九頭竜川(和泉村 九頭竜スキー場前) 日野川(鯖江市 有定橋前後) 南川(小浜市 若狭高校横)
一、二級河川の県管理区域および準用河川、普通河川の清掃、草刈り		河川課	62年度 団体数165、延長431,500m 63年度 団体数172、延長432,100m 元年度 団体数168、延長449,100m
河川事業の一部としての案内板、標識の設置および小空間の整備		河川課	
県…一級河川の指定空間および二級河川で河川局長がラブリバー区間として認定した所にあっては、河川事業費の一部で立木伐採、草刈り敷地整正、張芝 市町村…河川環境基金を設立し、この運用による河川愛護団体等によるラブリバー活動の支援		河川課	元年度~ 志津川(清水町小羽~三留地先)

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
山	ふるさと砂防モデル事業	県 市町村	近年、地域社会の生活基盤整備やリゾート開発が活発に行われるようになってきており、個々の自然・社会特性を生かした地域発展計画と整合を図りながら地域に密着したきめの細かい砂防事業を実施する。
まち むら	内水面総合振興事業	市町村 漁業協同組合連合会 漁業協同組合 漁業生産組合	河川・湖沼における快適な遊魚等の振興を図るために必要な施設の整備を行い、地域の活性化に資する。
	河川総合開発事業	国 県	
	・小規模生活ダム事業 （ミニダム）	県	山間部や半島部等において小規模なダムを建設することにより、従来から不足していた生活用水の水源確保に応えるとともに洪水被害を防止する。
	・雪対策ダム事業	県	ダムにより安定した消流雪用水を開発し、冬期間その供給を行い、積雪地域の生活環境の改善を図る。
	・水環境対策ダム事業	県	都市化の進展に伴う都市内河川の環境機能の低下対策として、浄化用水等環境用水の確保、市街地近郊での水とのふれあい、レクリエーションスペースの提供等ダムの持つ環境機能の効率的な利用を図る。
	・地域整備ダム事業	県	山地、丘陵地等における宅地開発等による流出増に対処するダムを建設することにより、開発を促進する。
まち むら	・地下浸透ダムモデル事業	国 県	浸透性の高い地盤上にダム貯水池を作り、水を地下へ浸透させることにより、洪水被害の防止や地下水涵養を行う。
	・レクリエーション湖面整備ダム事業	県	水位一定の湖面を確保する副ダムを築造することにより、ダム湖の親水性を高め、レクリエーション用途に活用する。
	・ダム渓流魚道設置事業	国 県	魚類の遡上、流下の障害となっているダム、堰に魚道を設置することにより、河川の生態系の回復を図る。
	・ダム湖活用促進事業 (レイクリゾート事業)	国 県	ダム湖をリゾート資源として活用するため、官民が一体となり各種施設等を整備する。
山	・特定貯水池総合保全整備事業 (グリーンベルト事業)	国 県	ダム貯水池近傍の植栽、流入土砂防止対策、周辺環境整備等を実施し、あわせてダム流域の土地利用や森林地域の保全整備の調整を行うことにより、緑豊かなダム周辺環境を創出し、水質を保全する。
まち むら	・レイクパーク事業	国 県 市町村	ダム周辺環境整備事業と都市公園事業を一体的に推進する。
まち むら	海岸環境整備事業	県 市町村	安全なレクリエーションのできる海岸環境の整備を図るため、離岸堤、突堤、階段護岸等の建設、人工海浜、植栽、遊歩道の建設を行う。
	越前海岸旅情公園化事業	県	自然環境が損なわれつつある越前海岸について、沿道の修景により自然環境の保全を図り、訪れる人々の旅情を慰めることを目的とする。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
地域の公園計画等と整合性が図られた景観等に配慮した砂防設備の設置	国 5.25/10	砂防課	
遊魚等施設整備事業 管理施設、湖沼河川広場、給排水施設、休養施設、資料展示施設、釣関連道、釣場安全施設、釣場造成、遊魚舟けい留施設、指導救難舟、畜養施設		水産課	
[地] 水資源開発の要望や洪水調整の必要のある地域	国負担分	河川開発課	山口ダム（43年度～63年度） 河内川ダム（58年度～9年度） 吉野瀬川ダム（61年度～11年度） 浄土寺川ダム（元年度～7年度）
多目的ダム建設事業 [地] 利用者負担金が支出できる市町村	一級河川 5.25/10 二級河川 1/2		元年度 ～5年度 大津呂ダム(大飯町)
多目的ダム・治水ダム建設事業 [地] 積雪地帯	一級河川 3/4 二級河川 1/2		元年度 ～7年度 浄土寺川ダム(勝山市)
多目的ダム・治水ダム建設事業 (ダム公園、遊歩道、釣り場等含む)	一級河川 3/4 二級河川 1/2		
多目的ダム・治水ダム建設事業 [地] 宅地造成等の開発行為の予定のある地域	一級河川 3/4 二級河川 1/2		元年度 ～7年度 浄土寺川ダム(勝山市)
多目的ダム・治水ダム建設事業	一級河川 3/4 二級河川 1/2		
多目的ダム・治水ダム建設事業 (副ダム、ダム公園等含む) [地] ダム湖をレクリエーション用途に活用できる地域	一級河川 3/4 二級河川 1/2		元年度 ～7年度 浄土寺川ダム(勝山市)
魚道設置工事	一級河川 3/4 二級河川 1/2		
①湖面利用施設(桟橋、スロープ等) ②景観改善施設(修景護岸、噴水等) ③景観観賞施設(展望台、遊歩道等)	国 1/3		
植栽、流入汚濁源対策、土砂流入防止対策、貯水池周辺環境整備 [地] ダム貯水池の水質汚濁が問題となる地域	国 1/3		62年度 ～2年度 九頭竜ダム(和泉村)
①ダム周辺環境整備事業 ②都市公園整備事業	国 1/3		
階段護岸、離岸堤、遊歩道、人工海浜等 [地] (漁港分) 海岸法第27条の規定により農林水産大臣の承認を受けたもの 海岸法第3条の海岸保全区域内	国 1/3 (漁港分) 県事業主体 国 1/3 市町村事業主体 国 1/3 県 1/3	河川課 港湾課 漁港課 耕地課	(河川課分) 大浜海岸、勢浜海岸(小浜市) 浜地海岸(三国町) 食見海岸(三方町) (港湾課分) 敦賀港(敦賀市赤崎海岸) 和田港(小浜市鯉川海岸) 和田港(大飯町長井海岸) (漁港課分) 糠漁港(河野村) 小浜漁港(小浜市) (耕地課分) 宮留地区(大飯町)
[地] 福井市浜住地係～河野村河野地係	—	自然保護課	福井市、河野村、越前町、越廼村

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
まち むら	港湾環境整備事業	港湾管理者	港湾における快適な労働環境の確保および周辺住民等のための海を活用した憩いの場の創出を図る。
	海域環境創造事業	港湾管理者	水質、底質の改善を図り、海域の利用の促進に資する。
	歴史的港湾環境創造事業	港湾管理者	歴史的に価値の高い港湾施設の保存およびその積極的活用を図り、アメニティの高いウォーターフロント空間の創出を図る。
	港湾景観形成モデル事業	港湾管理者	良好な港湾景観の保存と創出を図る。
	水域利用活性化事業	港湾管理者	湾奥部閉鎖性水域における環境改善技術等を利用し、親水性豊かなウォーターフロント形成に資する。
まち むら	漁港環境整備事業	県 市町村	漁港の環境向上に必要な施設を整備することにより、漁港における景観の保持・美化を図り、快適にして潤いのある漁港環境を形成するとともに、併せて作業効率または安全性の向上に資する。
	漁港施設修景事業	県	漁港周辺地域は、観光資源に恵まれ年間を通して観光客の入り込み数も多い。この地域に潤いと文化性を持たせ、より美しく楽しい施設と空間を創造し、漁港のイメージアップを図る。

歴史のゾーン

関連ゾーン	事業名	実施主体	概要
	史跡等保存整備事業	史跡等の所有者または史跡等の管理者として指定された地方公共団体	史跡、名勝または天然記念物の保存と活用を図るため、その整備に要する費用について補助する。
	史跡等購入事業	市町村	単年度公有化事業 史跡、名勝または天然記念物の保存のための史跡等の土地買い上げについて補助する。 先行取得事業 史跡または天然記念物を保護するため、地方公共団体または土地開発公社が行う史跡等の土地先行取得に係る経費つにいて補助する。
	文化財保護事業	文化財の所有者または文化財の管理者として指定された地方公共団体	国・県指定、選択文化財等の保存管理と活用を図る。
まち むら	歴史民族資料館建設事業	県 市町村	地域の特色を示す民族文化財、あるいは地域の歴史の流れを裏づける遺物、文書等の歴史資料の保存・活用を図るために必要な施設を建設するために要する経費について補助する。
まち むら	公立博物館施設整備事業	県 市町村	歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、あわせてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする施設を整備する。

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
砂浜、突堤、離岸堤、緑地、広場、植栽、休憩所等	施設整備　国　1/2 用地費等　国　1/3	港湾課	(元年度～2年度) 敦賀港(敦賀市鞠山地区) 和田港(高浜町外港地区)
覆砂、海浜、(砂浜、磯浜、干潟、ラグーン等)および当該施設を構成するのに必要な突堤、離岸堤等の整備	国　5/10	港湾課	
歴史的港湾施設の買収・補修・復元および緑地、道路等の整備(公共)	既存の制度を重点的に活用する。	港湾課	
景観形成上重要な地区の防波堤、岸壁、護岸、海浜、桟橋、緑地、道路等景観に配慮した施設の整備(公共)	既存の制度を重点的に活用する。	港湾課	
浄水導水路、覆砂、汚泥浚渫、緑地、広場、散歩道、展望台、魚釣施設、親水護岸、海浜、滝、噴水等の整備(公共)	既存の制度を重点的に活用する。	港湾課	
植栽、休憩所、運動施設、親水施設等およびこれらの整備に必要な用地の造成 [地]　漁港法第5条の規定による漁港区域内	県事業主体 国 5/10　県 3/10 市町村事業主体 国 5/10　県 2/10	漁港課	小浜漁港(小浜市) 世久見漁港(三方町)
・防波堤、護岸等にシンボルマーク、魚、花などの絵を描く事業 ・シンボル標識	県単独	漁港課	元年度　越前漁港　防波堤3ヶ所 茱崎漁港　護岸　1ヶ所

補助対象	補助率	所管課	最近の事例
復旧(保存修理)…史跡等の保存上、必要な復旧工事 環境整備…史跡およびその周辺地における遺構調査、整備計画の立案、整地・盛土・基壇等造成工事、張芝、修復等工事、休息施設等、便益施設工事等 保存施設…標識、説明板、囲柵等	事業者が個人・法人 国 7/10　県 1/10 事業者が県 国 1/2 事業者が市町村 国 1/2　県 1/4	文化課	61年度　特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡環境整備　他4件 62年度　同上　他3件 63年度　同上　他4件 元年度　同上　他3件
史跡等の保存のために必要な土地の買い上げ 土地取得費(補償費を含む)および利子支払額	国　4/5 県　1/10 当該年度の償還額および利子支払額 国　4/5 県　1/10	文化課	61年度～5年度 名勝養浩館(旧御泉水屋敷)庭園先行取得償還 元年度 特別史跡一乗谷朝倉氏遺跡買上他1件
国・県指定、選択文化財等の保存・修理、防災環境整備、伝承者養成、土地買上、公開記録作成・刊行、天然記念物保護増殖および緊急調査等の事業	[国指定] 事業者が個人・法人 国 7/10　県 1/10 事業者が県 国 1/2 事業者が市町村 国 1/2　県 1/4 [県指定] 県 1/2	文化課	61年度　国宝明通寺三重塔修理他26件 62年度　重要文化財気比神宮大鳥居修理　他24件 63年度　重要文化財旧谷口家住宅修理　他28件 元年度　重要文化財大滝神社本殿および拝殿修理　他29件
都道府県立…2,000㎡以上の新築耐火構造建築施設 市町村立…300㎡以上の新築耐火構造施設または既存の地方的特色、歴史的価値を有する建造物を利用した施設	国　定額 国　1/2 県　1/4	文化課	53年度　敦賀市、名田庄村 57年度　今立町 60年度　大野市
博物館 建設面積　県　立　1,650㎡以上 市町村立　660㎡以上	国　面積区分による定額	文化課	